

市第56号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「民間事業者の使用に係る」を削り、同条第149号アからコまで以外の部分を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく同法第2条第2号に規定する宅地造成（第149号の3において「宅地造成」という。）又は同条第3号に規定する特定盛土等（第149号の3において「特定盛土等」という。）に関する工事の許可申請手数料

第2条第149号ア中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「21,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「31,000円」を「40,000円」に改め、同号エ中「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」に、「47,000円」を「59,000円」に改め、同号コ中「420,000円」を「658,000円」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「340,000円」を「509,000円」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「250,000円」を「360,000円」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「170,000円」を「229,000円」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中

「110,000 円」を「149,000 円」に改め、同号カを同号キとし、同
号オ中「67,000円」を「93,000円」に改め、同号中オをカとし、エ
の次に次のように加える。

オ 同

3,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メートル以下 の場合	同	68,000円
---	---	---------

第 2 条第 149 号の 2 を次のように改める。

(149) の 2 宅地造成及び特定盛土
等規制法第12条第 1 項の規定に
基づく同法第 2 条第 4 号に規定
する土石の堆積（以下この号及
び第 149 号の 4 において「土石
の堆積」という。）に関する工
事の許可申請手数料

ア 土石の堆積を行う土地の面 積が 500 平方メートル以下の 場合	同	11,000円
--	---	---------

イ 同

500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下の場 合	同	14,000円
--	---	---------

ウ 同

1,000 平方メートルを超 え 2,000 平方メートル以下の

場合	同	16,000円
エ 同		
2,000 平方メートルを超 え 3,000 平方メートル以下の 場合	同	20,000円
オ 同		
3,000 平方メートルを超 え 5,000 平方メートル以下の 場合	同	29,000円
カ 同		
5,000 平方メートルを超 え 10,000 平方メートル以下の 場合	同	32,000円
キ 同		
10,000 平方メートルを超 え 20,000 平方メートル以下の 場合	同	39,000円
ク 同		
20,000 平方メートルを超 え 40,000 平方メートル以下の 場合	同	54,000円
ケ 同		
40,000 平方メートルを超 え 70,000 平方メートル以下の 場合	同	74,000円

コ 同

70,000平方メートルを超え
100,000 平方メートル以下
の場合 同 111,000 円

サ 同

100,000 平方メートルを
超える場合 同 136,000 円

第 2 条第 149 号の 2 の次に次の 3 号を加える。

(149) の 3 宅地造成及び特定盛土
等規制法第16条第 1 項の規定に
基づく宅地造成又は特定盛土等
に関する工事の計画の変更許可
申請手数料

1 件につき、次に掲げる
額を合計した額。ただし、
その額が 658,000 円を超え
るときは、その手数料の額
は、658,000 円とする。

ア 宅地造成又は特定盛土
等に関する工事の計画の
変更（イのみに該当する
場合を除く。）について
は、盛土又は切土をする
土地の面積（イに規定す
る変更を伴う場合にあつ
ては変更前の盛土又は切

土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積) に応じ第 149 号に規定する額に10分の 1 を乗じて得た額

イ 新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ第149号に規定する額

(149) の 4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料

1 件につき、次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が 136,000 円を超えるときは、その手数料の額は、136,000 円とする。

ア 土石の堆積に関する工

事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。

）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ第 149 号の 2 に規定する額に10分の 1 を乗じて得た額

イ 新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ第 149 号の 2 に規定する額

(149) の 5 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第 1 項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等

に関する工事の中間検査申請手
数料

ア 盛土又は切土をする土地の 面積が 3,000 平方メートル以 下の場合	1 件につき	3,100 円
イ 同 3,000 平方メートルを 超え 20,000 平方メートル以下 の場合	同	6,200 円
ウ 同 20,000 平方メートルを 超え 40,000 平方メートル以下 の場合	同	12,400 円
エ 同 40,000 平方メートルを 超え 70,000 平方メートル以下 の場合	同	24,800 円
オ 同 70,000 平方メートルを 超え 100,000 平方メートル以 下の場合	同	43,400 円
カ 同 100,000 平方メートル を超える場合	同	62,100 円

第 2 条第 150 号中「宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1

項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第 8 条第 1 項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項（宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。））」に、「前号」を「横浜市手数料条例の一部を改正する条例（令和 6 年 12 月横浜市条例第 号）による改正前のこの条例第 2 条第 149 号及び第 149 号の 2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条第 13 号の改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請手数料については、この条例による改正前の横浜市手数料条例第 2 条第 149 号及び第 149 号の 2 の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 149 号中「から第 150 号まで」とあるのは「及び次号」と、「次号及び第 150 号」とあるのは「次号」と、同条第 149 号の 2 中「附則第 2 条第 1 項」とあるのは「附則第 2 条第 2 項」とする。

提 案 理 由

横浜市が設置する多機能端末機により交付する住民票等の交付手数料を徴収するとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴い宅地造成等に関する工事の許可申請手数料等を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 12 号まで省略）

(13) 住民票又は戸籍の附票の写し

の交付手数料

1 件につき

300 円

（横浜市情報
通信技術を活
用した行政の
推進等に関す
る条例（平成
16 年 12 月横浜
市条例第 67 号
）第 2 条第 2
号に規定する
市の機関等の
使用に係る電
子計算機（入
出力装置を含
む。以下同じ
。）と電気通
信回線で接続

された民間事
業者の使用に
係る電子計算
機で、必要な
操作を行うこ
とにより各種
証明書を交付
する機能を有
するもの（以
下「多機能端
末機」という
。）による交
付の場合にあ
っては、250
円）

（第 14 号から第 148 号まで省略）

- (149) 宅地造成及び特定盛土等規
宅地造成等規制法の一部を
制法（昭和 36 年法律第 191 号）
改正する法律（令和 4 年法律第
第 12 条第 1 項の規定に基づく同
55 号。以下この号から第 150 号
法第 2 条第 2 号に規定する宅地
までにおいて「宅地造成等規制
造成（第 149 号の 3 において「
法一部改正法」という。）附則
宅地造成」という。）又は同条
第 2 条第 1 項の規定によりなお
第 3 号に規定する特定盛土等（
従前の例によることとされる宅
第 149 号の 3 において「特定盛
地造成等規制法一部改正法によ
土等」という。）に関する工事
る改正前の宅地造成等規制法（

<p>の許可申請手数料</p> <hr/> <p>昭和 36 年法律第 191 号。次号及</p> <hr/> <p>び第 150 号において「旧宅地造</p> <hr/> <p>成等規制法」という。) 第 8 条</p> <hr/> <p>第 1 項の規定に基づく宅地造成</p> <hr/> <p>に関する工事の許可申請手数料</p>		
ア	<p><u>盛土又は切土</u>をする土地の 切土又は盛土 面積が 500 平方メートル以下 の場合</p>	<p>同</p> <p style="text-align: right;"><u>16,000 円</u> 12,000 円</p>
イ	<p>同</p> <p>500 平方メートルを超 え 1,000 平方メートル以下の場 合</p>	<p>同</p> <p style="text-align: right;"><u>28,000 円</u> 21,000 円</p>
ウ	<p>同</p> <p>1,000 平方メートルを超 え 2,000 平方メートル以下の場 合</p>	<p>同</p> <p style="text-align: right;"><u>40,000 円</u> 31,000 円</p>
エ	<p>同</p> <p>2,000 平方メートルを超 え <u>3,000 平方メートル</u>以下 <u>5,000 平方メートル</u>以下の場 合</p>	<p>同</p> <p style="text-align: right;"><u>59,000 円</u> 47,000 円</p>
オ	<p>同</p> <p><u>3,000 平方メートル</u>を超 え <u>5,000 平方メートル</u>以下の場 合</p>	<p>同</p> <p style="text-align: right;"><u>68,000 円</u></p>
カ	<p>同</p>	

	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下の		
	場合	同	$\frac{93,000 \text{ 円}}{67,000 \text{ 円}}$
$\frac{\text{キ}}{\text{カ}}$	同		
	10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下の		
	場合	同	$\frac{149,000 \text{ 円}}{110,000 \text{ 円}}$
$\frac{\text{ク}}{\text{キ}}$	同		
	20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下の		
	場合	同	$\frac{229,000 \text{ 円}}{170,000 \text{ 円}}$
$\frac{\text{ケ}}{\text{ク}}$	同		
	40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以下の		
	場合	同	$\frac{360,000 \text{ 円}}{250,000 \text{ 円}}$
$\frac{\text{コ}}{\text{ケ}}$	同		
	70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以下の		
	場合	同	$\frac{509,000 \text{ 円}}{340,000 \text{ 円}}$
$\frac{\text{サ}}{\text{コ}}$	同		
	100,000 平方メートルを超える場合	同	$\frac{658,000 \text{ 円}}{420,000 \text{ 円}}$
(149) の 2	<u>宅地造成及び特定盛土宅地造成等規制法一部等規制法第 12 条第 1 項の規定に改正法附則第 2 条第 1 項の規定基づく同法第 2 条第 4 号に規定によりなお従前の例によること</u>		

する土石の堆積（以下この号及
とされる旧宅地造成等規制法第
び第 149 号の 4 において「土石
12 条第 1 項の規定に基づく宅地
の堆積」という。）に関する工
造成に関する工事の計画の変更
事の許可申請手数料
許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき

、次に掲げる額を合計した
額。ただし、その額が 420,
000 円を超えるときは、そ
の手数料の額は、420,000 円
とする。

ア 宅地造成に関する工事
の計画の変更（イのみに
該当する場合を除く。）
については、切土又は盛
土をする土地の面積（イ
に規定する変更を伴う場
合にあっては変更前の切
土又は盛土をする土地の
面積、切土又は盛土をす
る土地の面積の縮小を伴
う場合にあっては縮小後
の切土又は盛土をする土
地の面積）に応じ前号に
規定する額に 10 分の 1 を
乗じて得た額

イ 新たな切土又は盛土を

		<u>する土地の編入に係る宅</u>
		<u>地造成に関する工事の計</u>
		<u>画の変更については、新</u>
		<u>たに編入される切土又は</u>
		<u>盛土をする土地の面積に</u>
		<u>応じ前号に規定する額</u>
<u>ア</u>	<u>土石の堆積を行う土地の面</u>	
	<u>積が 500 平方メートル以下の</u>	
	<u>場合</u>	<u>同</u> <u>11,000 円</u>
<u>イ</u>	<u>同</u>	
	<u>500 平方メートルを超え</u>	
	<u>1,000 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u> <u>14,000 円</u>
<u>ウ</u>	<u>同</u>	
	<u>1,000 平方メートルを超え</u>	
	<u>2,000 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u> <u>16,000 円</u>
<u>エ</u>	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メートルを超え</u>	
	<u>3,000 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u> <u>20,000 円</u>
<u>オ</u>	<u>同</u>	
	<u>3,000 平方メートルを超え</u>	
	<u>5,000 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u> <u>29,000 円</u>
<u>カ</u>	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メートルを超え</u>	
	<u>10,000 平方メートル以下の場</u>	
	<u>合</u>	<u>同</u> <u>32,000 円</u>

キ 同

10,000 平方メートルを超
え 20,000 平方メートル以下の
場合 同 39,000 円

ク 同

20,000 平方メートルを超
え 40,000 平方メートル以下の
場合 同 54,000 円

ケ 同

40,000 平方メートルを超
え 70,000 平方メートル以下の
場合 同 74,000 円

コ 同

70,000 平方メートルを超
え 100,000 平方メートル以下の
場合 同 111,000 円

サ 同

100,000 平方メートルを超
える場合 同 136,000 円

(149) の 3 宅地造成及び特定盛土

等規制法第 16 条第 1 項の規定に
基づく宅地造成又は特定盛土等
に関する工事の計画の変更許可
申請手数料

1 件につき、次に掲げる
額を合計した額。ただし、

その額が658,000円を超えるときは、その手数料の額は、658,000円とする。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ第149号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をす

る土地の面積に応じ第 14

9 号に規定する額

(149) の 4 宅地造成及び特定盛土

等規制法第 16 条第 1 項の規定に

基づく土石の堆積に関する工事

の計画の変更許可申請手数料

1 件につき、次に掲げる

額を合計した額。ただし、

その額が 136,000 円を超える

ときは、その手数料の額は

、136,000 円とする。

ア 土石の堆積に関する工

事の計画の変更（イのみ

に該当する場合を除く。

）については、土石の堆

積を行う土地の面積（イ

に規定する変更を伴う場

合にあっては変更前の土

石の堆積を行う土地の面

積、土石の堆積を行う土

地の面積の縮小を伴う場

合にあっては縮小後の土

石の堆積を行う土地の面

積）に応じ第 149 号の 2

に規定する額に 10 分の 1

を乗じて得た額

イ 新たな土石の堆積を行
う土地の編入に係る土石
の堆積に関する工事の計
画の変更については、新
たに編入される土石の堆
積を行う土地の面積に応
じ第 149 号の 2 に規定す
る額

(149) の 5 宅地造成及び特定盛土

等規制法第 18 条第 1 項の規定に
基づく宅地造成又は特定盛土等
に関する工事の中間検査申請手
数料

ア 盛土又は切土をする土地の
面積が 3,000 平方メートル以下
の場合

1 件につき 3,100 円

イ 同

3,000 平方メートルを超
え 20,000 平方メートル以下の
場合

同 6,200 円

ウ 同

20,000 平方メートルを
超え 40,000 平方メートル以下
の場合

同 12,400 円

エ 同

<u>40,000 平方メートルを</u>		
<u>超え 70,000 平方メートル以下</u>		
<u>の場合</u>	<u>同</u>	<u>24,800 円</u>
<u>オ</u> <u>同</u>		
<u>70,000 平方メートルを</u>		
<u>超え 100,000 平方メートル以下</u>		
<u>の場合</u>	<u>同</u>	<u>43,400 円</u>
<u>カ</u> <u>同</u>		
<u>100,000 平方メートルを</u>		
<u>超える場合</u>	<u>同</u>	<u>62,100 円</u>

(150) 旧住宅地造成事業に関する
法律（昭和 39 年法律第 160 号）
第 21 条の規定による変更認可申
請手数料

1 件につきアからウまで
に掲げる額を合算した額と
する。ただし、当該住宅地
造成事業に関する工事に~~宅~~
宅
地造成等規制法の一部を改
地造成等規制法一部改正法
正する法律（令和 4 年法律
附則第 2 条第 1 項の規定に
第 55 号。以下この号におい
よりなお従前の例によるこ
て「宅地造成等規制法一部
ととされる旧宅地造成等規
改正法」という。）による
制法第 8 条第 1 項
改正前の宅地造成等規制法

（昭和 36 年法律第 191 号）

第 8 条第 1 項（宅地造成等

規制法一部改正法附則第2
条第1項の規定によりなお
従前の例によることとされ
る場合を含む。）の規定に
より許可を受けなければな
らない工事が含まれている
ときは、横浜市手数料条例
前号
の一部を改正する条例（令
和6年12月横浜市条例第
号）による改正前のこの条
例第2条第149号及び第14
9号の2の規定の例により
算定した額を加える。また
、住宅地造成事業の認可申
請が旧住宅地造成事業に関
する法律第5条第2項第2
号に規定する空地に関する
部分とその他の部分とに区
分されたときは、後の申請
の際に納めなければならない
手数料の額は、前後の申
請を1件とみなして、ア(ア)
から(カ)までの額から前の申
請の際に納めた手数料の額
を控除した額とする。この

号の規定により算出した手数料の額が 100,000 円を超える場合は、その手数料の額は、100,000 円とする。

(アからウまで及び第 151 号から第 200 号まで省略)